

在宅生活を支える

介護

※利用できる介護サービスは、介護や支援がどのくらい必要か(要支援・要介護度)によって、異なります。

介護保険のサービス

日常生活で介護や支援が必要になったら、「介護保険」のサービスを利用しましょう。鳴門市長寿介護課に「要介護認定」の申請をし、認定された区分に応じたサービスを受けることができます。まず、お住まいの地域の地域包括支援センターに問い合わせましょう。また、かかりつけ医は介護保険でも主治医としてかかわるので、かかりつけ医がいる場合は相談してみましょう。



おもな介護保険サービス

在宅サービス

●訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーによる自宅での生活上の介護や支援のサービスです。

●訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる自宅でのリハビリテーションです。

●居宅療養管理指導

医師などによる自宅での療養上の管理や指導です。

●通所リハビリテーション(デイケア)

医療機関などでの日常生活支援やリハビリテーションです。

●訪問入浴介護

浴槽搭載の入浴車や自宅に簡易浴槽を搬入して行う入浴介護です。

●訪問看護

医師の指示により看護師などが行う自宅での診療や療養の補助です。

●通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターでの日帰りの日常生活支援です。

●ショートステイ

介護老人福祉施設などに短期間入所して行う日常生活支援や機能訓練です。

地域密着型サービス

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護の両方を24時間体制の定期訪問と随時対応で行うサービスです。

●小規模多機能型居宅介護

施設への通所を中心に、訪問や短期間の宿泊も利用できる多機能サービスです。

●認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の人が共同生活をする住宅で受ける日常生活上の世話や機能訓練です。

●認知症対応型通所介護

認知症対応型施設などに通って受ける日常生活上の世話や機能訓練です。

介護予防・日常生活支援総合事業

●介護予防・生活支援サービス事業

「要支援認定」を受けた方と基本チェックリスト該当者を対象とした、訪問型や通所型などのサービスです。

●一般介護予防事業

65歳以上の方を対象とした、健康づくりや介護予防に取り組む事業です。